

令和6年度 あま市地域防災計画の修正要旨

I あま市地域防災計画の修正の根拠

あま市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、愛知県地域防災計画の修正等に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、地域防災計画の作成、修正はあま市防災会議の所掌事務とされている。（災害対策基本法第16条）。

II 本年度の主な修正事項

1. 令和6年能登半島地震を踏まえた航空機等の輸送に係る修正・・・・・・・・・・2P
2. 災害中間支援組織に係る修正・・・3、4、5、6P
3. 災害ケースマネジメント・・・・・・・・・・7、8、9、10P

1. 令和6年能登半島地震を踏まえた航空機等の輸送にかかる修正

令和6年能登半島地震では、各地で道路が途絶したことから、災害応急対策を実施する関係機関の救助・救出活動や孤立集落への物資輸送などに当たって、機動力のあるヘリコプターが効果的に活用された。

これを踏まえ、災害時に緊急輸送について、ヘリコプターをはじめとする様々な輸送手段の機動的かつ効果的な活用について表記を整理。

<修正箇所>

■風水害等編 第2編 第9章 広域応援・受援体制の整備

■地震・津波編 第2編 第10章 広域応援・受援体制の整備

■風水害等編 (P80)

現行	修正案
第4節 防災活動拠点の確保等	第4節 防災活動拠点の確保等
<p>1 市及び県（防災安全局、各局）における措置</p> <p>市及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。<u>(追記)</u></p> <p>また、国（国土交通省）、市及び県は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。</p>	<p>1 市及び県（防災安全局、各局）における措置</p> <p>市及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとし、災害時において緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。</p> <p>また、国（国土交通省）、市及び県は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。</p>

■地震・津波編 (P96)

現行	修正案
第4節 防災活動拠点の確保等	第4節 防災活動拠点の確保等
<p>詳細については、風水害等災害対策計画第2編 第9章 第4節「防災活動拠点の確保等」の定めるところによる。(P78)</p>	<p>詳細については、風水害等災害対策計画第2編 第9章 第4節「防災活動拠点の確保等」の定めるところによる。(P79)</p>

2. 災害中間支援組織に係る修正

災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）との連携体制の構築や、同組織の育成及び災害ボランティアセンターの運営を支援する者（社会福祉協議会等）との連携について追記。

<修正箇所>

- 風水害等編 第2編 第1章 防災協働社会の形成推進
- 地震・津波編 第2編 第1章 防災協働社会の形成推進

■風水害等編（P25）

現行	修正案
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携
<p>2 県における措置</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の支援</p> <p>ア ボランティアコーディネーターの確保</p> <p>市及び県は、市民、自主防災組織等に対処困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。</p> <p>イ 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>市及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を<u>図り（追記）</u>、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。</p> <p><u>(3)（追記）</u></p> <p><u>(3)</u> 連携体制の確保</p> <p>日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市及び県は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>2 県における措置</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の支援</p> <p>ア ボランティアコーディネーターの確保</p> <p>市及び県は、市民、自主防災組織等に対処困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。</p> <p>イ 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>市及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を<u>図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り</u>、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。</p> <p><u>(3) 災害ボランティアセンター</u></p> <p>市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>(4) 連携体制の確保</u></p>

現行	修正案
	<p>日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市及び県は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</p>

現行	修正案
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携
<p>1 市及び県における措置</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>防災ボランティア活動の支援</u></p> <p>市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性消防クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係機関同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施及び支援、指導に努めるものとする。</p> <p>ア ボランティアコーディネーターの確保</p> <p>市及び県は、大地震により行政、市民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。</p> <p>イ 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>市及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図り（追記）、震災時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。</p> <p><u>（追記）</u></p> <p>(3) 連携体制の確保</p> <p>日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市及び県は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(4) 防災資機材等の交付</p> <p>予算の範囲内で必要な防災資機材を交付するとともに、防災訓練実施経費等について補助金などを交付する。</p>	<p>1 市及び県における措置</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 防災関係団体ネットワーク化</p> <p>市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性消防クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係機関同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施及び支援、指導に努めるものとする。</p> <p>ア ボランティアコーディネーターの確保</p> <p>市及び県は、大地震により行政、市民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。</p> <p>イ 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>市及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、震災時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。</p> <p>(3) 防災ボランティアセンター</p> <p>市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</p>

現行	修正案
	<p>(4) 連携体制の確保</p> <p>日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市及び県は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(5) 防災資機材等の交付</p> <p>予算の範囲内で必要な防災資機材を交付するとともに、防災訓練実施経費等について補助金などを交付する。</p>

3. 災害ケースマネジメント

県及び市町村が、一人ひとりの被害者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組である「災害ケースマネジメント」等の仕組みの整備及び実施に努めることについての追記。

<修正箇所>

- 風水害等編 第2編 第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
- 地震・津波編 第2編 第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■風水害編 (P72)

現行	修正案
第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策
<p>1 市、県及び社会福祉施設管理者における措置</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策 ア及びイ 略 ウ 個別避難計画の作成等 (7) 個別避難計画の作成 市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする事由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。<u>(追記)</u></p> <p>(略)</p> <p>(10) 外国人等に対する対策 市、県及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日(削除)外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。 ア 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム(案内用図記号)を用いる等簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。</p>	<p>1 市、県及び社会福祉施設管理者における措置</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策 ア及びイ 略 ウ 個別避難計画の作成等 (7) 個別避難計画の作成 市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする事由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。なお、作成にあたっては、被害者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(10) 外国人等に対する対策 市、県及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。 ア 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム(案内用図記号)を用いる等簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。</p>

現行	修正案
<p>イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。</p> <p>ウ やさしい日本語や多言語による防災知識の普及活動を推進する。</p> <p>エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。</p> <p>オ 災害時に多言語情報の提供 <u>(追加)</u> を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。</p> <p>(11) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策</p> <p>ア 浸水想定区域内の施設の公表</p> <p>市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市町村地域防災計画に定めるとともに、市民への周知を図る。</p>	<p>イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。</p> <p>ウ やさしい日本語や多言語による防災知識の普及活動を推進する。</p> <p>エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。</p> <p>オ 災害時に多言語情報の提供 <u>等</u> を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。</p> <p>(11) 災害ケースマネジメント</p> <p>県及び市町村は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p> <p>(12) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策</p> <p>ア 浸水想定区域内の施設の公表</p> <p>市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市町村地域防災計画に定めるとともに、市民への周知を図る。</p>

現行	修正案
<p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>1 市、県及び社会福祉施設管理者における措置</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策 ア及びイ 略 ウ 個別避難計画の作成等 (7) 個別避難計画の作成 市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする事由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。<u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>(10) 外国人等に対する対策 市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする<u>在日</u>外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。 ア 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。 イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。 ウ やさしい日本語や多言語による防災知識の普及活動を推進する。 エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。 オ 災害時に多言語情報の提供 <u>(追加)</u> を行う愛知県災害多言語支援センターの体</p>	<p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>1 市、県及び社会福祉施設管理者における措置</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策 ア及びイ 略 ウ 個別避難計画の作成等 (7) 個別避難計画の作成 市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする事由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。 なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(10) 外国人等に対する対策 市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。 ア 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。 イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。 ウ やさしい日本語や多言語による防災知識の普及活動を推進する。</p>

現行	修正案
<p>制整備を推進する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。</p> <p>オ 災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。</p> <p>(11)災害ケースマネジメント</p> <p>市は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p>